

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第四条、第二十四条及び第百五十三条の規定 公布の日

二 第一条中厚生年金保険法第二十七条の改正規定（「以下単に」を「第百三十八条第五項を除き、以下単に」に改める部分に限る。）、同法第百三十八条第五項の改正規定及び同法第百六十三条の三第一項の改正規定（「加給年金額」という。）」の下に「又は第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項において「繰下げ加算額」という。）」を加える部分に限る。）並びに第九条及び第十条の規定並びに附則第三条、第九十条、第九十六条、第九十八条、第九十九条、第百一条、第百四条、第百六条、第百八条及び第百五十一条の規定 平成二十年四月一日

三 第四条中地方公務員等共済組合法第二十七条第一項及び第三十条第三項並びに附則第十四条の三から第十四条の五までの改正規定並びに附則第四十九条の規定 平成二十年十二月一日

四 第十一条及び附則第八十五条の規定 平成二十一年四月一日

五 第一条中厚生年金保険法第十九条第二項ただし書の改正規定、同法第三章の三の次に一章を加える改

正規定（第七十八條の二十二から第七十八條の二十六まで、第七十八條の三十二第二項及び第四項、第七十八條の三十四並びに第七十八條の三十七に係る部分を除く。）、同法第百三十三條の二の次に一條を加える改正規定、同法附則第十八條から第二十三條までを改める改正規定（附則第十八條、第二十二條第一項、第二十一條第一項及び第二十三條に係る部分を除く。）及び同法附則第二十九條の次に一條を加える改正規定並びに附則第十三條から第十五條まで及び第十九條の規定、附則第百五條中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第 号）目次の改正規定

（「第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五條―第三十七條）」を「第二節の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例（第三十四條の二―第三十四條

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五條―第三十七條の二）

の四）

に改める部分に限る。）、同法第十四條第二項第一号の改正規定（「月数」の下に「を合算した月数」を加える部分に限る。）、同法第三十一條第二項の改正規定、同法第七章第二節の次に一節を加える改正規定及び同章中第三十七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第百三十七條中確定給付

企業年金法第百十二条第六項の改正規定 平成二十三年四月一日

六 第二条の規定、第三条中国国家公務員共済組合法第二条第一項第二号イの改正規定、第四条中地方公務員等共済組合法第二条第一項第二号イの改正規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第二十七条、第二十八条、第八十三条及び第八十四条の規定、附則第百十二条中船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第九項第一号の改正規定並びに附則第百二十三条中国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項第一号イ及び同法附則第七条第四項の改正規定 平成二十三年九月一日

（検討）

第二条 この法律による公務員共済の職域加算額（第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（次項及び附則第四条において「改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額並びに第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項及び附則第四条において「改正前地共済法」という。）による年金である給付のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされている

ものをいう。附則第四条において同じ。)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成十九年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による私学共済の職域加算額(第五条の規定による改正前の私立学校教職員共済法(附則第四条において「改正前私学共済法」という。))第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額及び遺族共済年金の職域加算額をいう。附則第四条において同じ。)の廃止と同時に新たな私立学校教職員共済制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成十九年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、第九条及び第十条の規定の施行後五年を目途として、この法律による改正後の確定給付企業年金法第三十六条第二項並びにこの法律による改正後の確定拠出年金法第三条、第四条第一項、第九条第一項及び第二十六条の規定の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結

果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

(職域加算額の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において組合員等期間(改正前国共済法若しくは改正前地共済法の組合員又は改正前私学共済法の加入者である期間をいう。)を有し、かつ、同日において改正前国共済法、改正前地共済法又は改正前私学共済法による年金である給付の受給権を有しな  
い者に対して施行日以後に支給する給付(厚生年金保険法の規定により支給する保険給付を除く。)その  
他の公務員共済の職域加算額又は私学共済の職域加算額の廃止に伴う経過措置は、別に法律で定める。

(用語の定義)

第五条 この条から附則第二十三条まで、第二十五条から第四十八条まで、第五十条から第八十二条まで、  
第二百二十二条及び第二百二十五条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると  
ころによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 二 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六

- 十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 三 改正前国共済法 第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。
- 四 改正前国共済施行法 附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）をいう。
- 五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
- 六 改正前地共済法 第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 七 改正前地共済施行法 附則第百条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）をいう。
- 八 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 九 改正前私学共済法 第五条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。
- 十 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下

「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。

十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であつた者の施行日前における当該組合員であつた期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間に合算された期間を含む。）をいう。

十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であつた者の施行日前における当該組合員であつた期間（改正前地共済法又は他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間に合算された期間を含む。）をいう。

十三 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者の施行日前における当該加入者であつた期間（改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であつた期間とみなされた期間を含む。）をいう。

(厚生年金保険の被保険者資格の取得の経過措置)

第六条 昭和十五年四月二日以後に生まれた者であり、かつ、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた者であつて、施行日において改正前厚生年金保険法第十二条第一項第一号に掲げる者に該当するものうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用されるもの(施行日に同法第十三条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得する者を除く。)は、施行日に、厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

(厚生年金保険の被保険者期間の計算の特例)

第七条 前条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、平成二十二年四月に当該被保険者の資格を喪失したものについて、厚生年金保険法第十九条第二項本文の規定を適用する場合においては、当該被保険者の資格を取得しなかつたものとみなす。

(厚生年金保険の被保険者期間に関する経過措置)

第八条 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間

は、それぞれ厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、及び同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。

一 改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

二 改正前地共済法附則第二十八条の十三の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

四 旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

五 旧地共済法第八十三条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみな

されたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

六 旧私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

七 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

八 昭和六十年地共済改正法附則第四十二条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

九 改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となつた期間

十 その他前各号に掲げる期間に準ずる期間として政令で定めるもの

2 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間又は同項の規

定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項に規定する旧船員組合員であつた期間又は昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれの期間に三分の四を乗じて得た期間をもつて厚生年金保険の被保険者期間とする。

3 第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間又は同項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員であつた期間又は昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第二項に規定する新船員組合員であつた期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれの期間に五分の六を乗じて得た期間をもつて厚生年金保険の被保険者期間とする。

(厚生年金保険の標準報酬等に関する経過措置)

第九条 施行日前の旧国家公務員共済組合員期間（昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項の規定に

より旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の各月の改正前国共済法による標準報酬の月額（昭和六十一年四月一日前の期間にあつては、昭和六十年国共済改正法附則第九条の規定の例により算定した額）、旧地方公務員共済組合員期間（昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項の規定により旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の各月の改正前地共済法による掛金の標準となつた給料の額（昭和六十一年四月一日前の期間にあつては、昭和六十年地共済改正法附則第八条の規定の例により算定した額）に政令で定める数値を乗じて得た額及び旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の改正前私学共済法による標準給与の月額（昭和六十一年四月一日前の期間にあつては、昭和六十年私学共済改正法附則第四条の規定の例により算定した額）は、それぞれその各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2 施行日前の旧国家公務員共済組合員期間の期末手当等（改正前国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）を受けた月における改正前国共済法による標準期末手当等の額、旧地方公務員共済組合員期間の期末手当等（改正前地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。）を受けた月における改正前地共済法による掛金の標準となつた期末手当等の額及び旧私立学校教職員共済加入者期

間の賞与（改正前私学共済法第二十一条に規定する賞与をいう。）を受けた月における改正前私学共済法による標準賞与の額は、それぞれ賞与（厚生年金保険法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。）を受けた月における厚生年金保険法による標準賞与額とみなす。

（改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置）

第十条 改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項及び第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、附則第十三条及び第十四条の規定を適用する場合を除き、改正前厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給の停止に関する規定であつてこの法律によつて改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「改正前厚生年金保険法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前厚生年金保険法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。な読替えその他改正前厚生年金保険法等の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(年金たる保険給付の額の端数処理の経過措置)

第十一条 施行日前において支給事由の生じた改正前厚生年金保険法又は旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の額又はこれに加算する額の端数の計算については、第一条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十五条の規定を適用せず、なお従前の例による。

(老齡厚生年金等の額の算定等の特例)

第十二条 施行日の前日において次に掲げる年金である給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法による老齡厚生年金の額については、当該年金である給付の額の計算の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、算定の基礎としな

い。

一 改正前国共済法による退職共済年金(他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含む。)  
又は旧国共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。)

二 改正前地共済法による退職共済年金(他の法令の規定により当該退職共済年金とみなされたものを含

む。）又は旧地共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む。）

三 改正前私学共済法による退職共済年金又は旧私学共済法による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金

2 施行日の前日において前項各号に掲げる年金である給付の受給権を有していた者に支給する旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金の額については、当該年金である給付の額の算定の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、算定の基礎としない。

3 施行日の前日において次に掲げる年金である給付の受給権を有していた者に支給する厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金の額については、当該年金である給付の額の算定の基礎となつた旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、第一項の規定にかかわらず、算定の基礎とする。

一 改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金

二 改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金

三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三の規定による退職共済年金

(老齢厚生年金の支給停止に関する特例)

第十三条 厚生年金保険法による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十一年四月一日以前に生まれた者に限る。)について、厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、同条第一項中「老齢厚生年金の受給権者」とあるのは「老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者」と、「老齢厚生年金の額(第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額)」とあるのは「老齢厚生年金等の額の合計額(第四十四条第一項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で定めるもの)に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項の規定又は他の法令の規定で同項の規定に相当するものとして政令で

定めるものに規定する加算額を合算して得た額」と、「控除して得た額」とあるのは「控除して得た額に当該老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額及び第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 前二項の規定によつて支給を停止するものとされた部分に相当する額が改正前厚生年金保険法第四十六条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額に満たない場合は、前二項の規定にかかわらず、当該支給を停止するものとされる部分に相当する部分の支給を停止する。

(特例による老齢厚生年金の支給停止に関する特例)

第十四条 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、改正前国共済法の規定による退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権者(昭和二十一年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者に限る。)について、厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、同条第一項中「**の受給権者**」とあるのは「**その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この項において「老齢厚生年金等」という。)**の受給権者」と、「**と老齢厚生年金の額**」とあるのは「**と老齢厚生年金等の額の合計額**」と、同項第一号及び第二号中「**控除して得た額**」とあるのは「**控除して得た額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額**」と、同項第三号中「**総報酬月額相当額に**」とあるのは「**総報酬月額相当額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額に**」と、同項第四号中「**乗じて得た額**」とあるのは「**乗じて得た額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額**」と、「**控除して得た額**」とあるのは「**控除して得た額に当該老齢厚生年金の額を十二で除して**

得た額を基本月額で除して得た数を乗じて得た額」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な読替えその他の必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、同項の規定により読み替えられた厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額が、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該合計額の十分の一に相当する額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た額を当該基本月額で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。ただし、前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額が当該合計額から三十五万円を控除して得た額を超えるときは、当該合計額から三十五万円を控除して得た額に十二を乗じて得た額に前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による当該老齢厚生年金の額を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する部分の支給を停止する。

3 前二項の規定によつて支給を停止するものとされた部分に相当する額が改正前厚生年金保険法附則第十条第一項の規定の適用があるものとした場合に支給を停止するものとされる部分に相当する額に満たな

い場合は、前二項の規定にかかわらず、当該支給を停止するものとされる部分に相当する部分の支給を停止する。

(改正前国共済法による退職共済年金等の支給停止に関する特例)

第十五条 厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定並びに附則第十三条の規定は、同条第一項に規定する年金である給付であつて政令で定めるものの支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項並びに前条の規定は、同条第一項に規定する年金である給付であつて政令で定めるものの支給の停止について準用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(障害厚生年金の支給要件の特例)

第十六条 厚生年金保険法第四十七条の二第一項の規定による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について、改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金である給付（他の法令の規定によりこれらの年金とみなされたものを含む）

む。)のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者については、同項の規定にかかわらず、支給しない。

2 施行日前に改正前国共済法若しくは旧国共済法、改正前地共済法若しくは旧地共済法又は改正前私学共済法若しくは旧私学共済法による年金である給付のうち障害を支給事由とするものの受給権を有していたことがある者であつて旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有するもの(施行日において当該給付の受給権を有するもの及び当該給付の支給事由となつた傷病について国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十八号。以下この項において「平成六年国共済改正法」という。))附則第八条第三項の規定により支給される改正前国共済法による障害共済年金、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号)附則第八条第三項の規定により支給される改正前地共済法による障害共済年金又は改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成六年国共済改正法附則第八条第三項の規定により支給される改正前私学共済法による障害共済年金の受給権を有する者を除く。)が、当該給付の支給事由となつた傷病により、施行日において厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級(以下この項

において単に「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において、障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったときは、その者は、施行日（施行日において障害等級に該当する程度の障害の状態にない者にあつては、障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害厚生年金の支給を請求することができる。

3 前項の請求があつたときは、厚生年金保険法第四十七条第一項の規定にかかわらず、その請求した者に同項の障害厚生年金を支給する。

（初診日が施行日前にある傷病による障害等の場合における経過措置）

第十七条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が施行日前にある傷病又は初診日が施行日前にある傷病による障害（旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間中の傷病による障害に限る。）について厚生年金保険法第四十七条から第四十七条の三まで及び第五十条の規定を適用する場合における必要な経過措置は、政令で定める。

（遺族厚生年金の支給要件の特例）

第十八条 次に掲げる年金である給付の受給権者その他の者であつて政令で定めるものが、施行日以後に死亡した場合における厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一 改正前国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）又は旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）

二 改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）又は旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）

三 改正前私学共済法による年金である給付又は旧私学共済法による年金である給付  
（老齡厚生年金に係る加給年金額等の特例）

第十九条 施行日の前日において附則第十二条第一項各号に掲げる年金である給付の受給権を有していた者（当該年金である給付の額の計算の基礎となる期間の月数が二百四十に満たない者に限る。）であつて、施行日以後に老齡厚生年金の受給権を取得したものについて、厚生年金保険法第四十四条及び第六十二条

の規定その他の法令の規定でこれらの規定に相当するものとして政令で定めるものを適用する場合においては、附則第八条第一項の規定にかかわらず、旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）及び旧私立学校教職員共済加入者期間は、厚生年金保険の被保険者期間とみなす。この場合において、同法第四十四条第一項中「被保険者期間の月数が二百四十以上」とあるのは「被保険者期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下「平成十九年一元化法」という。）附則第八条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。以下この項において同じ。）の月数が二百四十以上」と、同法第六十二条第一項中「被保険者期間」とあるのは「被保険者期間（平成十九年一元化法附則第八条第一項の規定により被保険者期間とみな

された旧国家公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）、旧地方公務員共済組合員期間（他の法令の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に算入された期間を含む。）又は旧私立学校教職員共済加入者期間と当該遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。」とするほか、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る給付に関する規定の適用）

第二十条 厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る同法、旧厚生年金保険法その他の法律で政令で定めるものによる給付について、附則第十三条及び第十四条に定めるもののほか、当該給付の額の計算及びその支給停止に関する規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（脱退一時金の額の計算に係る経過措置）

第二十一条 第二号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合には、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該

最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月）が平成二十年から平成二十九年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十年十月分にあつては同月分の国共済の掛金率（改正前国共済法第百条第三項の規定により国家公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する割合をいう。以下この項において同じ。）に二を乗じて得た率と、平成二十一年十月分にあつては同月分の国共済の掛金率に二を乗じて得た率と、平成二十二年十月分から平成二十九年十月分までの間にあつては附則第八十条第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率（同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により国家公務員共済組合連合会の定款で定める率）とする。

2 第三号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合においては、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該最終月が一月から八月までの場合にあつては、前々年十月）が平成二十年から平成二十九年までの間に該当するときは、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十年十月分にあつては同月分の地共済の掛金率（改正前地共済法第百十四条第三項の規定によ

り地方公務員共済組合連合会の定款で定める同項に規定する長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合を政令で定める数値で除して得た割合をいう。以下この項において同じ。）に二を乗じて得た率と、平成二十一年十月分にあつては同月分の地共済の掛金率に二を乗じて得た率と、平成二十九年十月分までの間にあつては附則第八十一条第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率（同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により地方公務員共済組合連合会の定款で定める率）とする。

3 第四号厚生年金被保険者期間を有する者について、厚生年金保険法の規定による脱退一時金の額を計算する場合においては、同法附則第二十九条第四項に規定する最終月の属する年の前年十月（当該最終月が一月から八月までの場合にあっては、前々年十月）が平成二十年から平成四十年までの間に該当するとき、当該脱退一時金の計算の基礎となる保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、平成二十年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率（改正前私学共済法第二十七条第三項の規定により共済規程（私立学校教職員共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。以下この項及び附則第八十二条第二項において同じ。）で定める改正前私学共済法第二十七条第三項に規定する割合をいう。以

下この項において同じ。)と、平成二十一年十月分にあつては同月分の私学共済の掛金率と、平成二十二年十月分から平成三十八年十月分までの間にあつては附則第八十二条第一項の表の上欄に掲げる月分の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める率(同条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率)と、平成三十九年十月分及び平成四十年十月分にあつてはそれぞれ厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する率(附則第八十二条第二項の規定が適用される場合には、同項の規定により共済規程で定める率)とする。

(厚生年金保険事業に要する費用の特例)

第二十二條 附則第十八条各号に掲げる年金である給付に要する費用のうち、厚生年金相当給付費用(厚生年金保険法による年金である保険給付に要する費用として政令で定めるところにより算定した費用をいう。)は、同法第二条の四第一項の規定の適用については、同法による保険給付に要する費用とみなし、同法第八十一条第一項の規定の適用については、厚生年金保険事業に要する費用とみなし、同法第八十四条の三の規定の適用については、同法による保険給付に相当する給付に要する費用とみなす。

(実施機関積立金の当初額)

第二十三条 各実施機関（第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下この条から附則第二十五条までにおいて「新厚生年金保険法」という。）第七十九条の二に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）の積立金のうち、平成二十二年度の各実施機関に係る新厚生年金保険法による保険給付に要する費用（基礎年金拠出金保険料相当分（新厚生年金保険法第八十四条の四第二項に規定する基礎年金拠出金保険料相当分をいう。以下この条において同じ。）を含む。）及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用（次項において「実施機関厚生年金保険事業費等」という。）の額に、平成二十一年度の末日における新厚生年金保険法第八十四条の五第四項第一号に規定する厚生年金勘定の積立金額に対する平成二十二年度において厚生年金保険の実施者たる政府が負担すべき新厚生年金保険法による保険給付に要する費用（基礎年金拠出金保険料相当分を含む。）及びこれに相当する給付に要する費用その他の政令で定める費用の比率（次項において「政府積立比率」という。）を乗じて得た額に相当する部分は、政令で定めるところにより、施行日において、それぞれ実施機関積立金（新厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金をいう。次項において同じ。）として積み立てられたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法第二十七条第二項に規定する

構成組合を除く。以下この項において同じ。）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の実施機関積立金については、その総額は、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会に係る実施機関厚生年金保険事業費等の合計額に政府積立比率を乗じて得た額に相当するものとし、当該総額のうち政令で定めるところにより実施機関ごとに定めた額に相当する部分は、施行日において、それぞれ実施機関積立金として積み立てられたものとみなす。

（積立金基本指針等に関する経過措置）

第二十四条 主務大臣（新厚生年金保険法第百条の三の三第一項に規定する主務大臣をいう。）は、施行日前においても、新厚生年金保険法第七十九条の四の規定の例により、同条第一項に規定する積立金基本指針を定め、これを公表することができる。

2 管理運用主体（新厚生年金保険法第七十九条の四第二項第三号に規定する管理運用主体をいう。次項において同じ。）は、前項の規定により積立金基本指針が定められたときは、施行日前においても、新厚生年金保険法第七十九条の五の規定の例により、同条第一項に規定する資産の構成の目標を定め、これを公表することができる。

3 管理運用主体は、前項の規定により資産の構成の目標が定められたときは、施行日前においても、新厚生年金保険法第七十九条の六の規定の例により、同条第一項に規定する管理運用の方針を定め、これを公表することができる。

4 第一項の規定により定められた積立金基本指針、第二項の規定により定められた資産の構成の目標及び前項の規定により定められた管理運用の方針は、施行日においてそれぞれ新厚生年金保険法第七十九条の四から第七十九条の六までの規定により定められたものとみなす。

(懲戒処分に関する経過措置)

第二十五条 新厚生年金保険法第七十九条の十二の規定は、新厚生年金保険法第七十九条の十に規定する運用職員による施行日以後の新厚生年金保険法第七十九条の十一の規定の違反について適用し、施行日前の同条の規定の違反に相当する違反については、なお従前の例による。

(老齢基礎年金の支給要件等の特例)

第二十六条 施行日の前日において他の法令の規定により旧国家公務員共済組合員期間に係る組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間又は旧地方公務員共済組合員期間に係る組合員期間に算入される

期間その他政令で定める期間は、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第二項の規定の適用については、厚生年金保険の被保険者期間とみなす。

2 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間を有し、かつ、施行日の前日において附則第八十七条の規定による改正前の昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第八号から第十七号までのいずれかに該当した者であつて、施行日において国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二十六条ただし書に該当する者（同法附則第九条第一項の規定により同法第二十六条ただし書に該当しないものとみなされる者及び昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、昭和六十年国民年金等改正法附則第七条第二項、第十二条第一項、第十八条第一項及び第五十七条の規定の適用については、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第八号から第十七号までのいずれかに該当するものとみなす。

（厚生年金保険の適用に関する経過措置）

第二十七条 第二条の規定の施行の日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、同条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条（第五号に係る

部分に限る。)の規定は、同日以降引き続き同日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

第二十八条 一又は二以上の適用事業所について常時三百人以下の第一号に掲げる者を使用する事業主に係る適用事業所に使用される第二号に掲げる者については、別に法律で定める日までの間、厚生年金保険法第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としない。

一 適用事業所に使用される七十歳未満の者であつて、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者(以下この条及び附則第八十四条において「通常の労働者」という。)に該当するもの又はその一週間の所定労働時間が同一の適用事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三以上である短時間労働者(同法第二条に規定する短時間労働者をいう。次号及び附則第八十四条において同じ。)に該当するもの

二 適用事業所に使用される七十歳未満の者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の適用事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれの要件にも該当するもの

イ 一週間の所定労働時間が二十時間以上であること。

ロ 当該適用事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれること。

ハ 第二条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条第五号ハに規定する報酬について、厚生労働省令で定めるところにより、同法第二十二條第一項の規定の例により算定した額が九万八千円以上であること。

ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者でないこと。

（改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用に関する経過措置）

第二十九条 施行日の前日において改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員（昭和十五年四月一日以前に生まれた者で施行日において国家公務員共済組合の組合員であるものに限る。）は、改正前国共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職（改正前国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。次条第三項及び附則第三十一条第一項において同じ。）したものとみなす。

(遺族の範囲の特例)

第三十条 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が改正前国共済法の遺族共済年金（他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。）の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

2 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧国共済法による遺族年金（他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む。）又は改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者であるときは子、父母、孫及び祖父母、その者が子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族年金又は当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

3 施行日の前日において改正前国共済施行法第三条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする

年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、当該者の子は、当該者の配偶者が、当該者の父母は、当該者の配偶者又は子が、当該者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母が、当該者の祖父母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が当該死亡を給付事由とする年金である給付の受給権を取得したときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者としな  
い。

(改正前国共済法による障害一時金の支給)

第三十一条 施行日の前日において国家公務員共済組合の組合員であつた者(同日において退職又は死亡した者を除く。)で同日において退職するとしたならば、改正前国共済法による障害一時金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職したものとみなして、改正前国共済法第八十七条の五から第八十七条の七までの規定の例により、改正前国共済法による障害一時金を支給する。ただし、附則第十七条の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項の障害一時金は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

(特例による老齡厚生年金の支給開始年齢の特例)

第三十二条 改正前国共済法附則第十二条の七第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 前項の規定による老齡厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による老齡厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の七及び第十二条の七の二の規定に準じて、政令で定める。

(特例による老齡厚生年金の支給の繰上げ)

第三十三条 改正前国共済法附則第十二条の八第二項に規定する者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齡厚生年金を受けたいことを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出たときは、その者に老齡厚生年金を

支給する。

2 前項の規定による老齡厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同法附則第九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。

3 厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項の規定による当該老齡厚生年金の受給権者が改正前国共済法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。

4 第一項の規定による老齡厚生年金の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する老齡厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定した額から、第二項の規定により減じるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による老齡厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前国共済法附則第十二条の八の規定に準じて、政令で定める。

(衛視等に対する老齡厚生年金等の特例)

第三十四条 旧国家公務員共済組合員期間のうち特定衛視等であつた期間を有する者に対する厚生年金保

険法の規定の適用については、同法第四十二条第二号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第三十四条第一項に規定する特定衛視等」と、同法第四十四条第一項中「老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）」とあるのは「老齢厚生年金」と、同法第五十八条第一項第四号中「第四十二条第二号に該当する者」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十四条第一項に規定する特定衛視等」と、同法第六十二条第一項中「遺族厚生年金（第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であるものを除く。）」とあるのは「遺族厚生年金」と読み替えるものとするほか、必要な読替えは政令で定める。

2 前項に規定する特定衛視等とは、衛視である国会職員、副看守長、看守部長若しくは看守である法務事務官、海上保安士である海上保安官又は陸曹長、海曹長若しくは空曹長以下の自衛官である国家公務員共済組合の組合員（以下この項及び次項において「衛視等」という。）のうち昭和五十五年一月一日（以下

この項において「基準日」という。）前に衛視等であつた期間を有する者で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 基準日前の衛視等であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の衛視等であつた期間の年月数と基準日以後の衛視等であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上であるもの

イ 基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年

ハ 基準日前の衛視等であつた期間が六年以上九年未満である者 十七年

ニ 基準日前の衛視等であつた期間が三年以上六年未満である者 十八年

ホ 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者 十九年

3 改正前地共済法附則第二十八条の四に規定する警察職員（以下この項において「警察職員」という。）であつた衛視等に対する前二項の規定の適用については、警察職員であつた間衛視等であつたものとみな

す。

(改正前国共済法による退職共済年金の支給)

第三十五条 旧国家公務員共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前国共済法の退職共済年金の支給要件に関する改正前国共済法その他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条第一項において「改正前支給要件規定」という。）は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 施行日の前日において改正前国共済法附則第十二条の三又は第十二条の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者

二 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有している者（前号に掲げる者を除く。）

(改正前国共済法による給付等)

第三十六条 施行日前に給付事由が生じた改正前国共済法による年金である給付（前条の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前国共済法による年金である給付及び他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧国共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び附則第三十条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前国共済法の長期給付に関する改正前国共済法その他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する年金である給付は、国家公務員共済組合連合会が支給する。

3 第一項に規定する年金である給付については、改正前国共済法第四十三条、第四十四条、第七十二条の三から第七十二条の六まで、第七十九条、第八十条、第八十七条及び第八十七条の二の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

（国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置）

第三十七条 改正前国共済法の規定による国家公務員共済組合の長期給付に係る掛金、負担金その他徴収金

の徴収並びに当該掛金及び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金及び負担金の還付についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に存する改正前国共済法附則第二十条の十一に規定する先取特権については、なお従前の例による。

(退職一時金の返還に関する経過措置)

第三十八条 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金(以下この条及び次条において「老齢厚生年金等」という。)の支給を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額(次項及び第三項において「支給額等」という。)に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。

一 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条の規定による退職一時金(当該退職一時金とみなされる給付を含む。)

二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日から六十日を経過する日以前に、国家公務員共済組合連合会に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとするならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行うものとする。この場合においては、その控除後の額をもって、当該老齢厚生年金等の額とする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、

その利率は、政令で定める。

第三十九条 前条第一項に規定する者の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。））を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

2 改正前国共済法附則第十二条の十二第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、国家公務員共済組合連合会に返還しなければならない。この場合においては、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国共済組合員等期間を有する者の特例等)

第四十条 国家公務員共済組合の組合員期間のうちに改正前国共済施行法その他の政令で定める法令の規定により当該組合員期間に算入するものとされた期間（以下この項及び附則第四十五条から第四十七条までにおいて「施行法適用期間」という。）を有する者については、国共済組合員等期間（第二号厚生年金被保険者期間及び施行法適用期間をいい、昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項又は第二項の規定の適用があつた場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、国家公務員共済組合連合会が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(障害共済年金が支給される者の特例)

第四十一条 前条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十三条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「による障害厚生年金」とあるのは「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第四十条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「地方公務員障害共済年金」という。）」と、「できる障害厚生年金」とあるのは「できる障害厚生年金又は国家公務員障害共済年金若しくは地方公務員障害共済年金」と、「当該障害厚生年金」と、「同条第七項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金、国家公務員障害共済年金、地方公務員障害共済年金」とする。

（控除期間等の期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第四十二条 国共済組合員等期間のうちに改正前国共済施行法第二条第十四号に規定する控除期間並びに改

正前国共済施行法第七条第一項第五号及び第六号の期間（以下この条から附則第四十四条までにおいて「控除期間等の期間」という。）を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による退職共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から次の各号に掲げる者（国共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した額とする。

一 国共済組合員等期間が四十年以下の者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二 控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年を超える者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、六十五歳に達するまでは、同法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下この号において

「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第十九条第二項及び第四項においてその例による場合を含む。次項において同じ。）の規定により算定した額又は平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額（次項において「繰上げ調整額」という。）に相当する額を除く。）を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

三 国共済組合員等期間が四十年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間が四十年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 控除期間等の期間のうち四十年から控除期間等の期間以外の国共済組合員等期間を除いたものについて、第一号の規定の例により算定した額

ロ 控除期間等の期間のうちイに掲げる期間以外のものについては、前号の規定の例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された厚生年金保険法附則第八条の規定の例による額のうち、同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は繰上げ調整額に相当する額が、国共済組合員等期間が二百四十月であるものとして算定した同号に掲げる額又は繰上げ調整額より少ないときは、これらの額をもって当該相当

する額とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第四十三条 国共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による障害共済年金の額は、厚生年金保険法第五十条第一項においてその例によるものとされた同法第四十三条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定した額から、その額(同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額)を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数(その月数が国共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数)を乗じて得た額を控除した額とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る遺族共済年金の額の特例)

第四十四条 国共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族(厚生年金保険法第五十九条に規定する遺族をいう。附則第四十七条において同じ。)に対する附則第四十条第一項の規定による遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額(同法第六十二条第一項の規

定により加算される額に相当する額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を加えた額を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が国共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

（国共済組合員等期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第四十五条 国共済組合員等期間を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「老齢基礎年金の組合員期間相当額」という。）を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下この項において「第二号厚生年金被保険者」という。）である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る国民年金法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金（第二号厚生年金被保険者でない間に当該障害

基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。)が支給される場合には、当該障害基礎年金のうち国共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額(第三項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。)を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前退職共済年金額」という。)が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率(厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率(以下この条から附則第四十七条までに おいて「改定基準率」という。)を順次乗じて得た額を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第四十条第一項の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額を国共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を同条第一項の規定により算定した額から控除した額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年

度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

4 附則第四十条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、国共済組合員等期間を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（国共済組合員等期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第四十六条 国共済組合員等期間を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による障害共済年金の額

(国民年金法の規定による障害基礎年金(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金に限る。以下この条において同じ。))が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。)が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額を超えるときは、障害共済年金の額は、附則第四十条第一項の規定にかかわらず、控除前障害共済年金額を国共済組合員等期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて得た額(次項において「障害共済年金控除額」という。)を同条第一項の規定により算定した額から控除した額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額(国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を控除した額とする。)より少ないときは、当該乗じて得た額をもつて当

該控除後の障害共済年金の額とする。

4 前三項に定めるもののほか、国共済組合員等期間を有する者に対する附則第四十条第一項の規定による障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(国共済組合員等期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例)

第四十七条 国共済組合員等期間を有する者の遺族に対する附則第四十条第一項の規定による遺族共済年金の額（国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額を超えるときは、遺族共済年金の額は、附則第四十条第一項の規定にかかわらず、控除前遺族共済年金額を国共済組合員等期間の月数（厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）を附則第四十条第一項

の規定により算定した額から控除した額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額（国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の遺族共済年金の額とする。

4 附則第四十条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者（国共済組合員等期間を有する者の遺族である者に限る。）が、老齢厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、当該遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、国共済組合員等期間を有する者の遺族に対する附則第四十条第一項の規定

による遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(費用の負担)

第四十八条 国家公務員共済組合連合会が附則第三十一条及び第三十六条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、国家公務員共済組合の組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつているものに対応する費用については、改正前国共済施行法第五十四条の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三 当該費用のうち、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年国共済改正法附則第六十四条第三号に規定する給付に要する費用（前二号に規定する費用を除く。）については、改正前国共済法第九十九条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、昭和六十年国共済改正法附則第三十一条第一項の規定により国等（同項に規定する

国等をいう。以下この号において同じ。）が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国等が負担する。

（平成二十二年三月三十一日までの全国市町村職員共済組合連合会の業務に係る特例）

第四十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における地方公務員等共済組合法第二章第二節第一款及び附則第十四条の三の規定の適用については、同法第二十七条第一項中

「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の事業」とあり、同条第二項中「都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）」とあるのは「都市職員共済組合」とあり、同条第三項第一号中「構成組合」とあるのは

「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下この款において「構成組合」という。）」とあり、同条第四項中「構成組合」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」とあり、同法附則第十四条の三第一項第一号中「第二十七条第二項」とあるのは「第二十七条第三項第一号」とあり、同条第五項中「第百十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号」とあるのは「第百十三条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第一号の二」とする。

(指定都市職員共済組合の長期給付に係る業務に関する権利義務の承継)

第五十条 施行日前に指定都市職員共済組合が行っていた改正前地共済法第二十七条第二項各号に掲げる業務に関し指定都市職員共済組合が有していた権利義務は、施行日において全国市町村職員共済組合連合会(以下この条及び次条において「市町村連合会」という。)が承継する。

2 前項の規定により市町村連合会が承継する権利義務の範囲その他権利義務の承継に関し必要な事項は、市町村連合会の理事長と指定都市職員共済組合の理事長が総務大臣に協議して定める。

(審査請求等に関する経過措置)

第五十一条 施行日前に改正前地共済法第一百七十条第一項の規定に基づき改正前地共済法第一百八条第一項の規定により指定都市職員共済組合に置かれた地方公務員共済組合審査会(以下この条において「指定都市職員共済組合の審査会」という。)に対してされた審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものは第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条において「新地共済法」という。)第一百七十条第一項の規定に基づき新地共済法第一百八条第一項の規定により市町村連合会に置かれる地方公務員共済組合審査会(以下この条において「市町村連合会の審査会」という。)に対してされた

審査請求と、施行日前に指定都市職員共済組合の審査会において行われた裁決は市町村連合会の審査会において行われた裁決とみなす。

(改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用に関する経過措置)

第五十二条 施行日の前日において改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員(昭和十五年四月一日以前に生まれた者で施行日において地方公務員共済組合の組合員であるものに限る。)は、改正前地共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職(改正前地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。次条第三項及び附則第五十四条第一項において同じ。)したものとみなす。

(遺族の範囲の特例)

第五十三条 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が改正前地共済法の遺族共済年金(他の法令の規定により当該遺族共済年金とみなされたものを含む。)の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができ

る遺族でなくなるものとする。

2 施行日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が旧地共済法による遺族年金（他の法令の規定により当該遺族年金とみなされたものを含む。）又は改正前地共済施行法第三条に規定する給付のうち死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けている場合において、その者が配偶者であるときは子、父母、孫及び祖父母、その者が子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、施行日においてそれぞれ当該遺族年金又は当該死亡を給付事由とする年金である給付の支給を受けていることができる遺族でなくなるものとする。

3 施行日の前日において改正前地共済施行法第三条に規定する給付のうち退職又は障害を給付事由とする年金である給付の支給を受けている者が施行日以後に死亡した場合において、当該者の子は、当該者の配偶者が、当該者の父母は、当該者の配偶者又は子が、当該者の孫は、当該者の配偶者、子又は父母が、当該者の祖父母は、当該者の配偶者、子、父母又は孫が当該死亡を給付事由とする年金である給付の受給権を取得したときは、それぞれ当該死亡を給付事由とする年金である給付を受けることができる者としな

い。

## (改正前地共済法による障害一時金の支給)

第五十四条 施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員であつた者（同日において退職又は死亡した者を除く。）で同日において退職するとしたならば、改正前地共済法による障害一時金を受ける権利を有することとなるものには、その者が同日において退職したものとみなして、改正前地共済法第九十六条から第九十八条までの規定の例により、改正前地共済法による障害一時金を支給する。ただし、附則第十七条の規定により同一の傷病について障害手当金の支給を受けることができるときは、この限りでない。

2 前項の障害一時金は、地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、全国市町村職員共済組合連合会。以下附則第七十二条までにおいて「組合」という。）が支給する。

## (特例による老齢厚生年金の支給開始年齢の特例)

第五十五条 改正前地共済法附則第二十五条第二項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前地共済法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 改正前地共済法附則第二十五条第三項に規定する者に対する厚生年金保険法附則第八条の規定の適用については、改正前地共済法附則別表第四の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 前二項の規定による老齢厚生年金は、その受給権者が六十歳未満の厚生年金保険の被保険者である間は、支給を停止する。

4 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十五条及び第二十五条の二の規定に準じて、政令で定める。

(特例による老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第五十六条 改正前地共済法附則第二十六条第二項に規定する者が改正前地共済法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

2 改正前地共済法附則第二十六条第三項に規定する者が改正前地共済法附則別表第四の上欄に掲げる者の

区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受け  
ることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

3 改正前地共済法附則第二十六条第四項に規定する者が改正前地共済法附則別表第五の上欄に掲げる者の  
区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に老齢厚生年金を受け  
ることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

4 前三項の規定による老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同法附則第  
九条の二第二項の規定の例により計算した額から、政令で定める額を減じた額とする。

5 厚生年金保険法第四十四条の規定は、第一項から第三項までの規定による当該老齢厚生年金の受給権者  
が改正前地共済法附則別表第三から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に  
掲げる年齢に達するまでの間は、適用しない。

6 第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給  
する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条の規定にかかわらず、同条の規定の例により算定し  
た額から、第四項の規定により減じるべきこととされた額を参酌して政令で定める額を減じた額とする。

7 前各項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十六条の規定に準じて、政令で定める。

(警察職員に対する老齢厚生年金等の特例)

第五十七条 警部補、巡査部長又は巡査である警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第二項に規定する地方警察職員である組合員(以下この条において「警察職員」という。)で昭和五十五年一月一日(以下この条において「基準日」という。)前に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のいずれかに該当する者は、厚生年金保険法第四十二条、第五十八条第一項第四号及び附則第八条の規定の適用については保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものと、前条の規定の適用については改正前地共済法附則第二十六条第二項から第四項までの規定に規定する組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、これらの規定に規定する組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。

一 基準日前の警察職員であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の警察職員であつた期間の年月数

と基準日以後の警察職員であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに掲げる年数以上であるもの

イ 基準日前の警察職員であつた期間が十二年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の警察職員であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年

ハ 基準日前の警察職員であつた期間が六年以上九年未満である者 十七年

ニ 基準日前の警察職員であつた期間が三年以上六年未満である者 十八年

ホ 基準日前の警察職員であつた期間が三年未満である者 十九年

2 次に掲げる国の職員である組合員は、警察職員とみなして前項及び次項の規定を適用する。

一 警部補、 巡査部長又は巡査である警察官

二 皇宮警部補、 皇宮巡査部長又は皇宮巡査である皇宮護衛官

3 改正前国共済法附則第十三条第二項に規定する衛視等（以下この項において「衛視等」という。）で

あつた警察職員に対するこの条の規定の適用については、衛視等であつた間警察職員であつたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する者に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十八条の四の規定に準じて、政令で定める。

(改正前地共済法による退職共済年金の支給)

第五十八条 旧地方公務員共済組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前地共済法の退職共済年金の支給要件に関する改正前地共済法その他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条第一項において「改正前支給要件規定」という。）は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 施行日の前日において改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金の受給権を有している者

二 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権を有している者（前号に掲げる者を除く。）

(改正前地共済法による給付等)

第五十九条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付（前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付及び他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び附則第五十三条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法その他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する年金である給付は、組合が支給する。

3 第一項に規定する年金である給付については、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

（地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置）

第六十条 改正前地共済法の規定による地方公務員共済組合の長期給付に係る掛金、負担金その他徴収金の

徴収並びに当該掛金及び負担金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分については、なお従前の例による。当該掛金及び負担金の還付についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に存する改正前地共済法第四百四十四条の十五に規定する先取特権については、なお従前の例による。

(退職一時金の返還に関する経過措置)

第六十一条 次に掲げる一時金である給付を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金（以下この条及び次条において「老齢厚生年金等」という。）を受ける権利を有することとなったときは、当該一時金として支給を受けた額に利子に相当する額を加えた額（以下この条において「支給額等」という。）に相当する額を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合において、当該一時金である給付を支給した組合がその者に当該老齢厚生年金等を支給しないときは、その者は、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等を支給する組合に支払うものとし、当該支払があつたときは、当該一時金である給付を支給した組合に支給額等に相当する額を返還したものとみなす。

一 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第八十三条（同法第二百二条において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）

二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十六号）第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法第五十四条の規定による退職一時金

2 前項に規定する者は、同項の規定にかかわらず、支給額等に相当する額を当該老齢厚生年金等の額から控除することにより返還する旨を当該老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなつた日から六十日を経過する日以前に、当該老齢厚生年金等を支給する組合に申し出ることができる。

3 前項の申出があつた場合における支給額等に相当する額の返還は、当該老齢厚生年金等の支給に際し、この項の規定の適用がないとしたならば支給されることとなる当該老齢厚生年金等の支給期月ごとの支給額の二分の一に相当する額から、支給額等に相当する額に達するまでの額を順次に控除することにより行

うものとする。

4 第一項に規定する利子は、同項に規定する一時金である給付の支給を受けた日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間に応じ、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

第六十二条 前条第一項に規定する者の遺族が遺族厚生年金を受ける権利を有することとなったときは、同項に規定する者が支給を受けた同項に規定する一時金の額に利子に相当する額を加えた額（同項に規定する者が老齢厚生年金等を受ける権利を有していた場合には、同項に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。））を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、同条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

2 改正前地共済法附則第二十八条の二第一項に規定する者（退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有していた者に限る。）の遺族が遺族厚生年金の支給を受ける権利を有することとなったときは、同項

に規定する支給額等に相当する額（同項又は同条第三項の規定により既に返還された額を除く。）を当該遺族厚生年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から一年以内に、一時に又は分割して、当該一時金である給付を支給した組合に返還しなければならない。この場合においては、前条第一項後段及び第二項から第四項までの規定を準用する。

（地共済組合員等期間を有する者の特例等）

第六十三条 地方公務員共済組合の組合員期間のうちに改正前地共済施行法その他の政令で定める法令の規定により当該組合員期間に算入するものとされた期間（以下この項及び附則第七十条から第七十二条までにおいて「施行法適用期間」という。）を有する者については、地共済組合員等期間（第三号厚生年金被保険者期間及び施行法適用期間をいい、昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項又は第二項の規定の適用があつた場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、組合が支給する。この場合において、同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

(障害共済年金が支給される者の特例)

第六十四条 前条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第四十条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十八条の規定の適用については、同条第四項中「同じ。」とあるのは「同じ。」又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「地方公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第四十条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第七項において「国家公務員障害共済年金」という。）と、「できる障害厚生年金」とあるのは「できる障害厚生年金又は地方公務員障害共済年金若しくは国家公務員障害共済年金」と、「当該障害厚生年金」とあるのは「当該障害厚生年金又は地方公務員障害共済年金」と、同条第七項中「障害厚生年金」とあるのは「障害厚生年金、地方公務員障害共済年金、国家公務員障害共済年金」とする。

## (標準報酬に関する経過措置)

第六十五条 地方公務員共済組合は、施行日の前日において組合員であり、施行日以後引き続き組合員である者の施行日から平成二十二年八月三十一日までの間における新地共済法（第四条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう。以下この条において同じ。）第四十四条第一項に規定する標準報酬の等級及び月額又は厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額については、その者が平成二十一年六月に受けた新地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬又は厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬（その者が同年六月二日から平成二十二年二月二十八日までの間に組合員の資格を取得した者であるときはその資格を取得した日の属する月の翌月に受けた当該報酬とし、その者が同年三月一日以後に組合員の資格を取得した者であるときはその資格を取得した日の現在の当該報酬とする。）の額に基づき、施行日において、新地共済法第四十四条第一項、第六項後段及び第十二項又は厚生年金保険法第二十条第一項、第二十二條第一項及び第二十四條第一項の規定の例により、決定するものとする。

## (地方公共団体の長であつた者に対する経過措置)

第六十六条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者（平成十五年四月一日前に地方公共団体

の長であつた期間を有する者に限る。以下この条において同じ。）に支給する老齢厚生年金の額は、厚生年金保険法第四十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に同日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

2 厚生年金保険法第四十七条若しくは第四十七条の二の規定による障害厚生年金のうち、その給付事由となつた障害に係る傷病（同法第四十七条第一項に規定する傷病をいう。以下この項において同じ。）の初診日（同法第四十七条第一項に規定する初診日をいう。以下この項において同じ。）において地方公共団体の長であり、かつ、当該傷病に係る障害認定日（同法第四十七条第一項に規定する障害認定日をいう。以下この項において同じ。）までに地方公共団体の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害厚生年金又は同法第四十七条の三の規定による障害厚生年金のうち、基準傷病（同条第一項に規定する基準傷病をいう。以下この項において同じ。）の初診日若しくは基準傷病以外の傷病に係る初診日のいずれかの日において地方公共団体の長であり、かつ、当該基準傷病に係る障害認定日までに地方公共団体

の長であつた期間が十二年以上ある者に対して支給する障害厚生年金の額は、同法第五十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

3 障害厚生年金（障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条において同じ。）の受給権者に対して更に前項の規定によりその額が算定される障害厚生年金（以下この項及び第五項において「長の障害厚生年金」という。）を支給すべき事由が生じた場合又は長の障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合における厚生年金保険法第四十八条第一項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金の額は、同法第五十条第一項から第三項までの規定にかかわらず、前項の規定を適用しないものとして同条第一項から第三項までの規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十

四を超えるときは、百四十四)を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定は、同項の規定によりその額が算定された障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

5 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が厚生年金保険法第五十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当する場合又は長の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合におけるその者の遺族に支給する遺族厚生年金の額は、同法第六十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額の四分の三に相当する額に平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であつた期間の月数(当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四)を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

6 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の額は、第一項並びに同法第四十三条第一項及び附則第九条の二第二項(同法附則第九条

の三第一項及び第三項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。次条第一項第二号において「平成六年国民年金等改正法」という。）附則第十八条第二項、附則第十九条第二項及び第四項並びに附則第二十条の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、厚生年金保険法第四十三条第一項又は附則第九条の二第二項の規定により算定した額に地方公共団体の長であつた期間における平均標準報酬額の百分の四十三・八四六に相当する額に平成十五年四月一日前の地方公共団体の長であつた期間の月数（当該月数が百四十四を超えるときは、百四十四）を百四十四で除して得た割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、第一項から第三項まで、第五項及び前項に規定する平均標準報酬額の算定その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（控除期間等の期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第六十七条 地共済組合員等期間のうちに改正前地共済施行法第二条第一項第二十二号に規定する共済控除期間及び改正前地共済施行法第七条第一項第三号から第五号までの期間並びに改正前地共済施行法第八十条第一項第三号の期間（以下この条から附則第六十九条までにおいて「控除期間等の期間」という。）

を有する者に対する附則第六十三条第一項の規定による退職共済年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から次の各号に掲げる者（地共済組合員等期間が二十年以上である者に限る。）の区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した額とする。

一 地共済組合員等期間が四十年以下の者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

二 控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間が四十年を超える者 退職共済年金の額（厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、六十五歳に達するまでは、同法附則第九条の二第二項第一号（同法附則第九条の三第一項及び第三項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに平成六年国民年金等改正法附則第十八条第二項、第十九条第二項及び第四項並びに第二十条の二第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）の規定により算

定した額又は平成六年国民年金等改正法附則第二十七条第六項に規定する繰上げ調整額（次項において「繰上げ調整額」という。）に相当する額を除く。）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数を乗じて得た額

三 地共済組合員等期間が四十年を超え、かつ、控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間が四十年以下の者 次のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 控除期間等の期間のうち四十年から控除期間等の期間以外の地共済組合員等期間を控除した期間に相当する期間については、第一号の規定の例により算定した額

ロ 控除期間等の期間のうちイに規定する期間以外の期間については、前号の規定の例により算定した額

2 前項の規定を適用して算定された厚生年金保険法附則第八条の規定の例による額のうち、同法附則第九条の二第二項第一号に掲げる額又は繰上げ調整額に相当する額が、地共済組合員等期間が二百四十月であるものとして算定した同号に掲げる額又は繰上げ調整額より少ないときは、これらの額をもって当該相当する額とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

第六十八条 地共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者に対する附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金の額は、厚生年金保険法第五十条第一項においてその例によるものとされた同法第四十三条第一項の規定を適用するとしたならば同項の規定により算定した額から、その額（同法第五十条の二第一項に規定する加給年金額に相当する額を除き、国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

(控除期間等の期間を有する者に係る遺族共済年金の額の特例)

第六十九条 地共済組合員等期間が二十五年以上であり、かつ、控除期間等の期間を有する者の遺族（厚生年金保険法第五十九条に規定する遺族をいう。附則第七十二条において同じ。）に対する附則第六十三条第一項の規定による遺族共済年金の額は、当該遺族共済年金の額から、その額（同法第六十二条第一項の規定により加算される額に相当する額を除き、国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合に

は当該遺族基礎年金の額を加えた額）を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に控除期間等の期間の月数（その月数が地共済組合員等期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を乗じて得た額を控除した額とする。

（地共済組合員等期間を有する者に係る退職共済年金の額の特例）

第七十条 地共済組合員等期間を有する者に対する附則第六十二条第一項の規定による退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齡基礎年金が支給される場合には、当該老齡基礎年金の額のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第三項において「老齡基礎年金の組合員期間相当額」という。）を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下この項において「第三号厚生年金被保険者」という。）である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る国民年金法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金（第三号厚生年金被保険者でない間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があ

るものに限る。)が支給される場合には、当該障害基礎年金のうち地共済組合員等期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額(第三項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。)を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前退職共済年金額」という。)が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率(厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率(以下この条から附則第七十二条までに おいて「改定基準率」という。)を順次乗じて得た額を超えるときは、退職共済年金の額は、附則第六十条第一項の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額を地共済組合員等期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて得た額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を同条第一項の規定により算定した額から控除した額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額(国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場

合には、老齡基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

4 附則第六十三条第一項の規定による退職共済年金の受給権者が遺族厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、地共済組合員等期間を有する者に対する附則第六十三条第一項の規定による退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（地共済組合員等期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第七十一条 地共済組合員等期間を有する者に対する附則第六十三条第一項の規定による障害共済年金の額（国民年金法の規定による障害基礎年金（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額

とする。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額を超えるときは、障害共済年金の額は、附則第六十三条第一項の規定にかかわらず、控除前障害共済年金額を地共済組合員等期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を同条第一項の規定により算定した額から控除した額とする。

2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもって障害共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た額をもって当該控除後の障害共済年金の額とする。

4 前三項に定めるもののほか、地共済組合員等期間を有する者に対する附則第六十三条第一項の規定によ

る障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(地共済組合員等期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例)

第七十二条 地共済組合員等期間を有する者の遺族に対する附則第六十三条第一項の規定による遺族共済年金の額 (国民年金法の規定による遺族基礎年金 (当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金に限る。以下この条において同じ。)) が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。) が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額を超えるときは、遺族共済年金の額は、附則第六十三条第一項の規定にかかわらず、控除前遺族共済年金額を地共済組合員等期間の月数 (厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月) で除して得た額の百分の二十七に相当する額に施行法適用期間の月数を乗じて得た額 (次項において「遺族共済年金控除額」という。) を附則第六十三条第一項の規定により算定した額から控除した額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるとき

は、当該百分の十に相当する額をもつて遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た額（国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の遺族共済年金の額とする。

4 附則第六十三条第一項の規定による遺族共済年金の受給権者（地共済組合員等期間を有する者の遺族である者に限る。）が、老齢厚生年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金たる給付の支給を受けることができるときは、当該遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、地共済組合員等期間を有する者の遺族に対する附則第六十三条第一項の規定による遺族共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（費用の負担）

第七十三条 組合が附則第五十四条及び第五十九条の規定により支給する一時金である給付及び年金である給付に要する費用の負担については、次に定めるところによる。

一 当該費用のうち、地方公務員共済組合の組合員であつた期間以外の期間として年金額の計算の基礎となつているものに対応する費用については、改正前地共済施行法第九十六条の規定による費用の負担の例による。

二 当該費用のうち、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項各号に掲げる費用及び同項に規定する政令で定める費用に相当する費用については、国民年金の管掌者たる政府が負担する。

三 当該費用のうち、改正前地共済法第百十三条第二項第三号に掲げる費用及び昭和六十年地共済改正法附則第二百二十条第三号に規定する給付に要する費用（前二号に規定する費用を除く。）については、改正前地共済法第百十三条第二項第三号に掲げる費用の負担の例による。

四 当該費用のうち、昭和六十年地共済改正法附則第三十三条第一項の規定により国又は地方公共団体が負担する費用に相当するものとして政令で定める費用については、国又は地方公共団体が負担する。

（私立学校教職員共済法の標準報酬月額に関する経過措置）

第七十四条 施行日前に改正前私学共済法第二十二條第二項、第五項、第七項又は第九項の規定により定められ、又は改定された平成二十二年三月における短期給付に係る標準給与の月額は、同年八月までの各月の標準報酬月額とする。

(改正前私学共済法による退職共済年金の支給)

第七十五条 旧私立学校教職員共済加入者期間を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、改正前私学共済法の退職共済年金の支給要件に関する改正前私学共済法その他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条及び次条において「改正前支給要件規定」という。)は、これらの者について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 一 施行日の前日において改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二條の三又は第十二條の八の規定による退職共済年金の受給権を有している者
- 二 施行日の前日において改正前厚生年金保険法附則第八條の規定による老齡厚生年金の受給権を有している者(前号に掲げる者を除く。)

(改正前私学共済法による給付)

第七十六条 施行日前に給付事由が生じた改正前私学共済法による年金である給付(前条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定により支給される改正前私学共済法による年金である給付を含む。)及び旧私学共済法による年金である給付については、改正前私学共済法の長期給付に関する改正前私学共済法その他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収等に関する経過措置)

第七十七条 改正前私学共済法の規定による日本私立学校振興・共済事業団の長期給付に係る掛金の徴収、当該掛金に係る督促、延滞金の徴収及び滞納処分並びに当該掛金その他徴収金に係る先取特権については、なお従前の例による。当該掛金の還付についても、同様とする。

(日本私立学校振興・共済事業団の業務等に関する経過措置)

第七十八条 第七条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法の規定の適用については、当分

の間、同法第二十三条第一項第七号中「保険給付」とあるのは、「保険給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第七十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の共済法第二十条第二項に規定する長期給付」とする。

（再評価率の適用の特例）

第七十九条 附則第十八条各号に掲げる年金である給付の額の改定については、これらの年金である給付は厚生年金保険法による年金たる保険給付とみなして、同法第四十三条から第四十三条の五までの規定中同法第四十三条に規定する再評価率に関する部分を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（保険料率の特例）

第八十条 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の同法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十二年四月から平成二十二年八月までの月分	千分の百五十一・五四
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百五十五・〇八
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百五十八・六二
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百六十二・一六
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百六十五・七〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百六十九・二四
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三二
平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分	千分の百七十九・八六

## 2

前項の保険料率については、厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金以外の積立金を当該保険料率による保険料の一部に充当することにより、同項の表の下欄に定める率から千分の十四・〇八を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率で国家公務員共済組合連合会の定款で定める率とすることができる。この場合においては、国家公務員共済組合法第二十四条第一項第八号中「財政調整

「抛出金」とあるのは、「財政調整抛出金及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十条第二項の規定による保険料率」とする。

第八十一条 厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者の次の表の上欄に掲げる月分の同法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十二年四月から平成二十二年八月までの月分	千分の百五十一・五四
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百五十五・〇八
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百五十八・六二
平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百六十二・一六
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百六十五・七〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百六十九・二四
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十二・七八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百七十六・三二

平成二十九年九月から平成三十年八月までの月分

千分の百七十九・八六

2 前項の保険料率については、厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金以外の積立金を当該保険料率による保険料の一部に充当することにより、同項の表の下欄に定める率から千分の十四・〇八を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率で地方公務員共済組合連合会の定款で定める率とすることができる。この場合においては、地方公務員等共済組合法第三十八条の三第一項第十二号中「財政調整拠出金」とあるのは、「財政調整拠出金及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十一条第二項の規定による保険料率」とする。

第八十二条 厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下この条において「第四号厚生年金被保険者」という。）の次の表の上欄に掲げる月分の同法による保険料率については、同法第八十一条第四項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	千分の百二十五・八四
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	千分の百二十九・三八

平成二十四年四月から平成二十五年三月までの月分	千分の百三十二・九二
平成二十五年四月から平成二十六年三月までの月分	千分の百三十六・四六
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの月分	千分の百四十・〇〇
平成二十七年四月から平成二十八年三月までの月分	千分の百四十三・五四
平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分	千分の百四十七・〇八
平成二十九年四月から平成三十年三月までの月分	千分の百五十・六二
平成三十年四月から平成三十一年三月までの月分	千分の百五十四・一六
平成三十一年四月から平成三十二年三月までの月分	千分の百五十七・七〇
平成三十二年四月から平成三十三年三月までの月分	千分の百六十一・二四
平成三十三年四月から平成三十四年三月までの月分	千分の百六十四・七八
平成三十四年四月から平成三十五年三月までの月分	千分の百六十八・三二
平成三十五年四月から平成三十六年三月までの月分	千分の百七十一・八六
平成三十六年四月から平成三十七年三月までの月分	千分の百七十五・四〇

平成三十七年四月から平成三十八年三月までの月分	千分の百七十八・九四
平成三十八年四月から平成三十九年三月までの月分	千分の百八十二・四八

2 厚生年金保険法第八十一条第四項及び前項の規定にかかわらず、第四号厚生年金被保険者の平成二十二年四月から平成四十一年八月までの月分の同法による保険料率については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める範囲内の率で共済規程で定める率とすることができる。

一 平成二十二年四月から平成三十九年三月までの月分 前項の表の下欄に定める率から千分の十二・八  
 四（九月から翌年三月までの月分にあつては、千分の九・三〇）を控除して得た率から同欄に定める率までの範囲内の率

二 平成三十九年四月から平成四十一年八月までの月分 厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する保険料率から千分の九・八二（平成三十九年九月から平成四十年八月までの月分にあつては千分の六・二八、同年九月から平成四十一年八月までの月分にあつては千分の二・七四）を控除して得た率から同項に規定する保険料率までの範囲内の率

3 日本私立学校振興・共済事業団は、前項の規定により保険料率を定めたときは、第一項の規定を適用す

るとした場合における保険料の総額と前項の規定による保険料の総額との差額に相当する金額については、文部科学省令で定めるところにより、実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて、日本私立学校振興・共済事業団に係るものをいう。）以外の積立金の一部をもつて充てるものとする。

4 第一項又は第二項の場合における第四号厚生年金被保険者（厚生年金基金の加入員である者に限る。）に係る厚生年金保険法による保険料率については、第一項又は第二項の規定による保険料率から同法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率とする。

（健康保険の適用に関する経過措置）

第八十三条 第八条の規定の施行の日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者については、同条の規定による改正後の健康保険法（次条において「新健保法」という。）第三条第一項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、同日以降引き続き同日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

第八十四条 一又は二以上の適用事業所について常時三百人以下の附則第二十八条第一号に掲げる者を使用

する事業主に係る適用事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の適用事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、次の各号のいずれの要件にも該当するものについては、別に法律で定める日までの間、新健保法第三条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としない。

- 一 一週間の所定労働時間が二十時間以上であること。
- 二 当該適用事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれること。
- 三 新健保法第三条第一項第八号ハに規定する報酬について、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険法第四十二条第一項の規定の例により算定した額が九万八千円以上であること。
- 四 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者でないこと。

(確定拠出年金法の脱退一時金に関する経過措置)

第八十五条 第十一条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条第一項の規定は、平成二十一年四月一日前に既に企業型年金加入者の資格を喪失している者についても、適用する。